

外出支援サービス事業

身体的な理由等により、通常バス・タクシーを利用することができない高齢者に対し、リフト車などの福祉車両を利用して、病院までの通院や外出のお手伝いをするサービスを行っております。

1. 対象者

- 市内在住の65歳以上で在宅の高齢者
- 介助をしなければ公共の交通機関を利用することが困難な方（常時車いす利用）
- 住民税非課税世帯

2. サービス内容および料金

- 自宅から目的地までの送迎。1週間 往復1回程度。料金は無料。

（目的地：通院加療・検査等を目的とした医療機関。市内の公共施設）

- サービス利用時間（午前8時～午後6時まで）

*サービス利用の際、必ず利用者家族等の同乗が必要となります。

車イスへの移乗、移動中の介助や病院内の付き添いは、利用者家族等で対応して頂きます。

3. サービスの流れ

① 申し込み

うるま市役所 介護長寿課へお越し下さい。

または担当ケアマネージャー（または地域包括支援センター）を通して、利用登録を提出することも可能です。

【提出書類】 *書類内に押印箇所があります。印鑑の準備をお願いします。

② 申請書 ② 確約書（2部） ③ 利用調査表（聞き取りにて作成）

② 利用判定

申請や調査等をもとに審査し、サービス利用決定（却下）を判定し、申請者へご連絡し、決定が認められた場合、『外出支援サービス受給者証』を交付致します。

③ サービス予約

事前に申請者は、介護タクシー事業所（裏面）へ連絡し、サービス利用日時等を予約して頂きます。

④ サービス利用

介護タクシー事業所より福祉車両が自宅へ伺い、目的地までの送迎を致します。

裏面をご覧ください

4. 利用時の諸注意

①サービス利用時の同乗者の確保

サービス利用の際、家族などの同乗者が必要となり、同乗者の確保をお願いします。車イスへの移乗、移動中の介助や病院等での付き添いは、利用者家族等で対応して頂きます。

②スムーズな外出支援のために

介護タクシー事業所の到着前に、外出の準備や身支度を整え、玄関先で待機して頂きますよう、ご協力をよろしくお願い致します。

③利用予約日の変更およびキャンセルについて

前日までに介護タクシー事業所へご連絡をお願いします。

④外出支援サービス受給証および身体障害者手帳の提示

介護タクシー事業所へ、『外出支援サービス受給者証』を提示してください。また、『身体障害者手帳』をお持ちの方は、手帳の提示をお願いします。

⑤申請内容等の変更について

利用者の住所変更（市内転居）や送迎目的地など、申請内容の変更が生じる場合、『外出支援サービス利用登録・変更申請書』『確約書』の手続きをお願いします。

⑥サービスの提供停止について

次のいずれかに該当したときは、『外出支援サービス利用廃止届書』の提出をお願い致します。

- ・サービス対象に該当しなくなったとき（チラシ表：「1.対象者」参照）
- ・施設に入所したとき ・申し出により辞退したとき
- ・3か月以上の長期入院の必要が認められたとき ・死亡したとき

介護タクシー事業所 連絡先			
No.	事業所名	住 所	電話番号
1	介護タクシーおきなわ	うるま市田場 1213	098-975-0880
2	介護タクシーヒデ	うるま市与那城屋慶名 2400	090-3017-6061
3	介護タクシーひまわり	うるま市与那城西原 248 番地 1	080-3964-8280
4	介護タクシーパワー	うるま市具志川 3323 番地	090-8293-2355
5	介護タクシー光子	うるま市西原 309 番地 2	090-8290-1199
6	介護タクシータマン	うるま市石川 1857 番地 1	090-8291-6872
7	介護タクシーアシスト	うるま市江洲 1 番地 15	090-3795-3422
8	介護タクシーちゅら	うるま市字栄野比 96 番地 5	090-8294-8686
9	福祿寿タクシー	うるま市字赤野 1013 番地 1	090-1086-0293